

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案要綱

一 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等（第一条関係）

1 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。

2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。

二 国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国（第二条関係）

法第四条第一項第二号ハの政令で定める国は、アメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスとする。

三 金銭等に類する財産（第四条関係）

法第九条第一号の政令で定める財産は、前払式支払手段（資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律第二条に規定する小型船舶に限る。六において同じ。）及び航空機（航空法第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。六において同じ。）とする。

四 規制対象財産の基準となる額（第五条関係）

法第九条第一号の政令で定める額は、一万五千円とする。

五 預貯金等債務（第六条関係）

法第九条第四号の政令で定める金銭債務は、次に掲げる債務とする。

1 預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務

2 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務

3 金銭の貸借契約に基づく借入金の変還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）

六 携帯することができない財産（第七条関係）

法第十七条第一項の政令で定める財産は、船舶及び航空機とする。

七 その他

その他所要の規定を整備する。

八 施行期日（附則第一項関係）

この政令は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

九 関係政令の改正（附則第三項及び第四項関係）

警察法施行令及び警察庁組織令に所要の改正を行う。